

別添資料

野洲市 小規模保育事業  
設置及び運営事業者 募集要項

令和4年7月

野洲市 健康福祉部 こども課

〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市役所 西別館 1階

T E L : 077-587-6052

F A X : 077-586-2176

E-MAIL : kodomo@city.yasu.lg.jp

## 1. 募集の趣旨

---

第二期野洲市子ども・子育て支援事業計画では、幼児教育・保育の量の見込みに対する確保方策は、幼稚園・保育所（園）の認可施設を中心とするほか、地域型保育事業により確保を図るとしています。

については、本市の現状として待機児童は1～2歳児に多く見られ、当該年齢児を抱える保護者の保育ニーズに応え、質の高い保育を提供するため、小規模保育事業A型を設置・運営する事業者を募集するものです。

## 2. 募集の概要

---

- (1) 種 別 小規模保育事業A型  
※小規模保育事業とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に定める事業を指します。
- (2) 募集地域 野洲学区、北野学区を基本地域とします。
- (3) 募集数 2箇所
- (4) 定員規模 1箇所あたり定員19人  
※定員の内訳は0歳児2人、1歳児5人、2歳児12人を基本とします。
- (5) 保育対象 保育の必要性の認定を受けた0歳児から2歳児
- (6) 施 設 事業者が所有又は賃借する物件
- (7) 応募資格 社会福祉法人又はその他の法人  
※その他の法人とは、公益財団（社団）法人、学校法人、NPO法人、株式会社等を指します。  
※応募資格の詳細は、次項の4を参照してください。
- (8) 開所時期 令和5年4月1日

## 3. 注意事項

---

小規模保育事業A型（以下単に「小規模保育事業」という。）の認可基準、事業計画、事業実施等は、「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第5号）」、「野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第4号）」及び「野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の確認等に関する規則（平成27年規則第20号）」等を十分確認してください。

## 4. 応募資格・欠格事項

---

### (1) 応募資格

小規模保育事業の運営を希望する者で、以下の①～⑦のすべての要件を満たす者とします。また、同一者による複数の応募は可能としますが、複数の応募が採択された場合は、すべて事業化することとします。

- ① 事業を実施するための必要な経済的基礎として、小規模保育事業の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。
- ② 小規模保育事業の実施にあたって、不正又は不誠実な行為をする恐れがないと認められる者であること。
- ③ 資金計画及び事業計画が適正であること。
- ④ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）、児童福祉法、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）等を熟知し、保育事業に熱意と理解を持ち、保育の質の向上を常に目指しながら、小規模保育事業の運営を適切に行う能力を有する者であること。
- ⑤ 本市の保育行政を十分理解し、積極的に協力すること。
- ⑥ 法人及び法人が現に運営している施設について、所管庁等による直近の監査・実地指導等において、重大な文書指摘を受けていないこと。
- ⑦ 法人又は法人の代表者及び役員（それぞれ就任予定者を含む）が次のア～キのいずれにも該当するものでないこと。
  - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。イの法と同じ。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
  - イ 暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者
  - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与している者
  - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
  - カ 上記イからオまでのいずれかに該当する者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしている者
  - キ 上記イからカまでに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他団体又は個人

## (2) 欠格事項

応募者が次の要件に該当する場合は、選定審査の対象から除外します。

- ① 1つの施設につき、複数の提案書類を提出した場合
- ② 当該募集要項に定める応募資格や条件等に反する内容で応募した場合
- ③ 応募者及び応募者の代理人並びにそれ以外の関係者が選定に対する不当な要求を行った場合
- ④ 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑤ その他不正な行為があった場合

## 5. 小規模保育事業の設置等に関する条件

- (1) 施設の設置場所は、野洲学区、北野学区を基本地域とすること。
- (2) 事業者自らが所有又は賃借する物件において運営を行うこと。
- (3) 施設は事業者が確保及び整備し、令和5年4月1日から確実に開所すること。
- (4) 満2歳未満の児童には乳児室又はほふく室、満2歳以上の児童には保育室又は遊戯室、屋外遊戯場(当該施設の付近にある屋外遊技場に代わるべき場所を含む。)を設けるほか、調理設備(調理のための加熱、保存等の調理機能を有すること。)、調乳設備、便所及び沐浴設備を設けること。
- (5) 乳児室又はほふく室、保育室又は遊戯室(以下「保育室等」という。)には、保育に必要な用具を備えること。
- (6) 乳児室又はほふく室の面積は、満2歳未満の児童1人につき3.3㎡以上、保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の児童1人につき1.98㎡以上あること。
- (7) 屋外遊戯場(当該施設の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。)は、児童の安全が確保され、日常使用できる距離にあって、面積は満2歳以上の児童1人あたり3.3㎡以上であること。
- (8) 原則、保育室等が1階に設置されること。ただし、2階以上に保育室等を設置する場合は、「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成27年条例第5号)」の第28条第7号の要件に該当するものであること。
- (9) 建物は昭和56年6月1日以降に建築確認済証を受けていること。
- (10) 保育室等は調理設備、便所と別に区画されていること。
- (11) 施設を利用する児童(以下「利用乳幼児」という。)の保健衛生上必要な日照、採光及び換気等に十分配慮された建物であること。

- (12) 火災報知機、消火器および非常警報器具が設けられていること。
- (13) 自動体外式除細動器（AED）を設置すること。
- (14) 地震時の大型家具等転倒防止措置を講じるなど、利用乳幼児の安全確保の配慮がされていること。
- (15) 建築基準法、消防法その他関係法令の要件を遵守していること。
- (16) 建設計画や運営等（保護者の送迎時の安全対策や渋滞対策も含む）が周辺住民に理解されるよう、自治会や近隣住民への十分な説明及び理解を得ること。なお、共同住宅・テナントビル等にて事業を行う場合は、同階利用者の他、上下階利用者を対象に説明等を行うこと。
- (17) 設置に関する関係法令等を満たし、必要な許認可が確実に得られる見込みであるものとし、実現可能な整備計画書として提出すること。
- (18) 利用乳幼児の保護者のための送迎用駐車場、駐輪場を確保すること。
- (19) 同一施設内で他の事業を複合的に行う場合、小規模保育事業を行う場所と明確に区分すること。
- (20) 上記（1）から（19）のほか、「野洲市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 5 号）」及び「野洲市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 27 年条例第 4 号）」における小規模保育事業 A 型の基準を満たすこと。

## 6. 小規模保育事業の運営に関する条件

- (1) 新設する小規模保育事業の定員は、19 人とする。
- (2) 保育対象は 3 歳未満児とし、0 歳児から 2 歳児までの定員を設けること。（定員の内訳は 0 歳児 2 人、1 歳児 5 人、2 歳児 12 人を基本とする。）
- (3) 開所時間は 1 日 11 時間とし、延長保育を実施すること。
- (4) 日曜日、祝日、年末年始（12 月 29 日から翌年 1 月 3 日）以外は、原則開所すること。
- (5) 保育士、嘱託医及び調理員を配置すること。ただし、調理業務の全部を委託する場合又は搬入施設から食事を搬入する場合は、調理員を置かないことができる。
- (6) 保育士の配置は、下記に示す配置基準を満たすこと。

0 歳児	3 人につき保育士 1 人以上	さらに、左記の合計数に 1 人加算すること。
1・2 歳児	6 人につき保育士 1 人以上	

なお、保育士の数の算定に当たっては、当該施設に勤務する保健師又は看護師を 1 人に限り、保育士とみなすことができる。

- (7) 給食については、原則自園で調理を行うこと。また、給食におけるアレルギーへの対応は、除去食、代替食などにより、利用乳幼児一人ひとりの状況に応じたものとする。なお、調理業務は委託することができるが、「保育所における調理業務の委託について」（平成10年2月18日児発第86号厚生省家庭局長通知）を遵守すること。また、園外で調理された給食の搬入（外部搬入）は原則として認めないが、連携施設又は近接した同一・関連法人が運営する小規模保育事業、社会福祉施設、医療機関等から搬入することは可能とする。
- (8) 給食は、あらかじめ作成された献立に従って行い、その献立は出来る限り変化に富み、利用乳幼児の健全な発育に必要な栄養量を含むものとする。また、食品の種類および調理方法について栄養並びに利用乳幼児の身体的状況及び嗜好を考慮したものとする。
- (9) 職員に対しては年1回、利用乳幼児に対しては保育の開始時の健康診断を含め、少なくとも年2回の定期健康診断を学校保健安全法（昭和33年法律第56条）に規定する健康診断に準じて行うこと。また、職員は月1回以上検便検査（赤痢菌、サルモネラ菌、腸管出血性大腸菌等を対象としたもの）を行うこととし、10月から3月までの間には月1回以上又は必要に応じて、ノロウイルスの検便検査に努めること。
- (10) 必要な医薬品、医療品を常備すること。また、医療機関との連携を図ること。
- (11) 保護者からの相談、要望、苦情等について真摯に対応し、保護者の理解及び協力を得るようにすること。
- (12) 保育士を含む職員の資質向上に向けて、人権研修を含め、研修を積極的に実施すること。
- (13) 子育て支援や地域活動に係る事業に取り組むよう努めること。  
例) 子育て講座、親支援講座、育児相談、地域行事参加等
- (14) 野洲市が定めた利用者負担額（保育料）を事業者で徴収し運営費に充当すること。
- (15) 原則として、市が予め認めた費用以外の費用負担を保護者に求めないこと。
- (16) 保育中における事故等に備えて、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン（平成28年3月内閣府）」等を参考に事故発生の防止や事故が発生した場合の対応のための指針を整備するとともに、損害賠償責任保険に加入すること。
- (17) 施設の運営費として、利用乳幼児の年齢区分、保育必要量等に応じた地域型保育給付費の支弁を行う。地域型保育給付費の額は、国が示す公定価格から、市が定める利用者負担額（保育料）を差し引いた額とする。また、延長保育等の保育事業に応じて、補助金を交付する。

## 7. 施設改修費等に係る補助金

- (1) 当該事業について、国の補助制度に基づき採択された場合には、小規模保育事業の設置及び運営法人として決定した事業者には、市の予算の範囲内で補助金を交付します。
- (2) 当該補助金の対象となるのは、賃貸物件等を活用し、新たに小規模保育事業を設置するために必要な経費（改修費等、賃借料（敷金を除く。））です。  
※賃借料は、補助金の交付決定以降令和5年3月までとなります。  
※施設整備を目的とする事業（土地や既存建物の買収、土地の整地等を含む）、既存施設の破損や老朽化に伴う改修・修繕は対象外です。
- (3) 補助率等は次のとおりです。

補助対象経費	補助限度額	補助率	事業者負担
改修費等 (賃借料含む (敷金除く))	1箇所あたり 9,000,000円 ※初度備品費を含む	3 / 4	1 / 4

※補助金については、国及び市の交付要綱において、変更される場合があります。  
※補助金の交付には、国との協議が必要であるため、採択が保証されるものではありません。

## 8. 応募について

- (1) 応募期間等
- ① 応募締切 令和4年8月31日（水）17時15分まで
- ② 提出場所 野洲市健康福祉部こども課  
※野洲市小篠原2100番地1 野洲市役所西別館1階
- ③ 提出書類 別紙1「野洲市小規模保育事業設置及び運営事業者募集に係る提出書類一覧」に掲げる書類  
※提出された書類等は、返却いたしません。
- ④ 提出部数 8部（原本1部、副本7部）  
※各資料はA4（図面等はA3可）サイズで綴じ、資料毎に番号を付すとともに、インデックスによる表示をしてください。
- ⑤ 提出方法 持参に限ります。あらかじめ日時を連絡の上、来庁ください。

## (2) 質問受付

- ① 受付期間 令和4年7月27日(水)～令和4年8月5日(金)  
※土・日・祝日を除く8時30分～17時15分
- ② 提出場所 野洲市健康福祉部こども課  
※野洲市小篠原2100番地1 野洲市役所西別館1階
- ③ 提出書類 別紙2「野洲市小規模保育事業設置及び運営事業者募集に係る質問書」
- ④ 提出方法 電子メール、FAXのいずれか  
※送付した旨を電話にて連絡をしてください。
- ⑤ 回答方法 令和4年8月10日(水)9時以降に、質問者に個別にメールにて回答するほか、取りまとめて本市ホームページに掲載します(質問者の氏名等の公表は行いません)。  
※本市ホームページを定期的に確認してください(確認しないことによる不利益については、一切責任を負いません)。

## 9. 選考方法

---

### (1) 事業者の選考

野洲市小規模保育事業設置及び運営事業者審査委員会において、応募申込書等の書類審査及びプレゼンテーションを実施し、総合的に判断し選考します。プレゼンテーションの時間については、応募者と調整します。

### (2) 選考結果と公表

選考結果は文書で通知します。電話等による問い合わせには応じません。審査の結果、「該当なし」とする場合があります。事業者として決定した際は、法人名等の公表を行います。

## 10. スケジュール

---

日 程	内 容
令和4年7月22日(金)	募集要項の公表・配布開始
令和4年7月27日(水)～ 令和4年8月5日(金)	募集要項に対する質問書の受付期間
令和4年8月10日(水)	質問に対する回答
令和4年8月31日(水)	応募締切
令和4年9月9日(金)	書類審査、プレゼンテーション
令和4年9月30日(金)	事業者の決定



## 11. その他

---

- (1) 決定事業者は、本募集要項に記載した諸条件を遵守するほか、施設の整備及び保育事業の運営に当たっては関係法令を遵守することはもとより、野洲市の指導に応じること。
- (2) 決定事業者は、近隣住民との連携、調整を十分に行うこと。
- (3) 施設の整備及び設置認可等に係る諸手続きは、決定事業者が行うこと。
- (4) 決定事業者が、施設整備のために補助金を申請する場合は、施設整備補助金の内示前に整備事業に着手することはできないので留意すること。
- (5) 事業計画の変更は原則として認めないが、やむを得ず、変更する場合は必ず事前に協議すること。ただし、令和5年4月1日の開所については厳守するものとし、事業者の責によらない理由を除き、原則として延期は認めない。
- (6) 事業開始後、開始年度（4月1日）から起算して10年間は事業を継続すること。なお、年度途中で事業を休止又は廃止することはできないものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合はこの限りではない。
- (7) 市は、決定事業者において、以下の場合、その決定を取り消すことができるものとする。この場合、事業者は、すでに要した費用の弁済を求めることはできない。
  - ① 本募集要項に記載された事項について重大な違背行為があったと認めるとき。
  - ② 当初予定していた施設等の確保が困難になる等により、計画内容に大幅な変更が生じたとき。
  - ③ 予定していたスケジュールからの大幅な遅れが生じたとき、あるいは事業実施の目処が立たなくなったとき。
  - ④ その他の事情により、適切な保育事業の実施が困難と認めるとき。
- (8) 事業者選定後、事業の実施を取り止める場合は、必ず事前に協議の上、速やかに辞退届を提出すること。
- (9) 応募のために支出した費用等については、市は補填しない。
- (10) 応募に際しての質疑回答内容や応募期間中に応募者への連絡事項が生じた場合は、本市ホームページに掲載することがあることから、当ホームページについては定期的に確認をすること。

## 12. 問い合わせ

---

野洲市健康福祉部こども課  
〒520-2395 野洲市小篠原 2100 番地 1  
野洲市役所 西別館 1階

T E L : 077-587-6052  
F A X : 077-586-2176  
E-MAIL : kodomo@city.yasu.lg.jp